

通知カード送付に係る居所情報の登録

平成27年9月25日までに通知カードを住所地へ送るための居所情報登録がされていない下記対象者は、引き続き申請により居所情報登録が可能となりましたので、希望する対象者は「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」の提出をお願いします。

○対象者

- ・東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- ・DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- ・番号利用法の施行日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者

○登録方法

市民課窓口及び各出張所に備え付けの「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」(下記の総務省ホームページからもダウンロード可能)を記入し、市民課戸籍住民担当に提出してください。

(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

(※申請書は、申請者一人につき一枚の申請書を記載してください。)

※添付書類として以下のものが必要となります。

- ・対象者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ・居所に居住することを証明する書類(公共料金の領収書など)
 - ・代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕
 - ・代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕
- (郵送の場合は、コピー可)